

報道機関各位

福岡県内における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う
北九州市立学校（園）の対応について

福岡県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを踏まえ、北九州市教育委員会では、感染拡大防止の観点から、当面の間（令和元年度内）の学校（園）における児童生徒等への対応について、現時点では次のとおりの対応といたします。

1 学校保健安全法第19条による出席停止とするもの

- (1) 発熱等の風邪の症状がみられる場合には、無理して登校せず、自宅で休養するように促す。その際は、欠席扱いとはせず、「出席停止」として取り扱う。
- (2) 呼吸器等に基礎疾患のある児童生徒及び医療的ケアを要する児童生徒について、罹患すると重症化する恐れがある場合、保護者の申し出により、新型コロナウイルスに感染することを防止する目的で欠席させる際は、欠席扱いとはせず「出席停止」として取り扱う。
- (3) 以下の症状が見られる場合には、保護者から帰国者・接触者相談センター（電話522-8745）に電話で相談するよう促す。この場合は、「出席停止」の措置として取り扱う。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある※糖尿病、心不全等のある方は、上の状態が2日程度続く場合)
- (4) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、「出席停止」として取り扱う。なお、この場合において、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

2 学校保健安全法第20条による臨時休校の措置とするもの

①の場合は、臨時休校とする。その期間については、原則14日間とし、保健所と協議の上で決定する。

②の場合は、臨時休校の必要性、規模、期間について保健所と協議の上、決定する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①児童生徒や教職員等が新型コロナウイルスの陽性とされ、発熱や咳などの症状が出ている場合②児童生徒や教職員等が新型コロナウイルスの陽性とされ、発熱や咳などの症状が出ていない場合 |
|--|

3 学校(園)が主催する行事等の取扱い

- (1) 全校で体育館に集まるような活動は避けるようにし、実施に当たっては、校内放送で行うなどの工夫をすること。なお、卒業証書授与式は、卒業(園)生、保護者等、教職員のみで行うこととし、在校(園)生や来賓等の参加はしないこととする。
- (2) 外部の不特定多数との接触が想定される校外活動については、避けるようにすること

4 部活動の取扱い

- (1) 外部の不特定多数が集まるような大会、演奏会等への参加は、市内外を問わず避けるようにすること。具体的には、以下の通りとする。
 - ①運動部において、競技団体が主催し、県大会や九州大会など予選から勝ち上がった大会以外の大会への参加や練習試合は自粛すること
 - ②文化部において、コンサートや演奏会等は、生徒、保護者のみでの活動が望ましい。それ以外の地域交流のための演奏会など対外的な活動については、自粛すること
- (2) 公共の交通機関を利用して、移動するような活動は、極力避けるようにする。
- (3) 臨時休校措置が取られた場合は、全面的に活動を休止する。

5 参考(文部科学省通知)

- (1) 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
(第二報)(令和2年2月25日)
https://www.mext.go.jp/content/20200225-mxt_kouhou02-000004520_01.pdf
- (2) 学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)
https://www.mext.go.jp/content/20200225-mxt_kouhou02-000004520_02.pdf

6 問合せ先

内容	担当課	電話
全 般	教育委員会学校保健課	093-582-2381
学校行事	” 指導第一課	093-582-2368
部 活 動	” 指導第二課	093-582-2369